キ　ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

(a)　母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学や疾病等の事由により家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進

(b)　ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進

(c)　ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、ＮＰＯ、介護事業者等に委託することができるものとし､家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

ク　子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村）

(a)　保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施を推進

(b)　保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施を推進

(c)　母子家庭及び父子家庭の児童が事業を優先的に利用できるような取組等を推進

ケ　ひとり親家庭等生活向上事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

(a)　母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象とした家計管理等の講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等を地域の実情に応じて実施

(b)　母子家庭及び父子家庭の児童を対象とした学習支援等を地域の実情に応じて実施

③　就業支援策

ア　母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

(a)　児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。

(b)　事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から５年経過した時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施

イ　母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

(a)　就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取り決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

(b)　就業支援講習会の実施

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施

具体的には、

・　就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
・　求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
・　受講者のために託児サービスを提供
・　講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
・　無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

(c)　母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し、実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

(d)　都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら、母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、ＮＰＯ、社会福祉協議会等に事業の全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

ウ　より良い就業に向けた能力の開発

(a)　母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用（実施主体：都道府県等及び市等）

・　母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給

・　母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等

都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために２年以上修業する場合で、就業や育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

(b)　技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用（実施主体：都道府県等）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを実施

(c)　保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県等）

・　家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い
・　家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入

(d)　高等学校卒業程度認定試験の合格支援（実施主体：都道府県等及び市等）

母子家庭の母及び父子家庭の父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給

(e)　在宅就業の支援（実施主体：都道府県等及び市等）

在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施

エ　母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等）

(a)　都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員等を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施

(b)　都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施